

青梅市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 青梅商工会議所及び株式会社まちづくり青梅は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）（以下「法」という。）第15条第1項に沿って、中心市街地活性化について共同で協議する会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化について協議する会は、「青梅市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）」とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、青梅商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、法第9条第1項の規定により青梅市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）、法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）およびその実施に必要な事項、法第48条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、第4条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 青梅市が作成する基本計画、認定基本計画およびその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 青梅市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 青梅市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見および情報交換
- (4) 青梅市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化のための勉強会、研修および情報交換
- (6) 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）
- (7) その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画および実施

(構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 青梅商工会議所
- (2) 株式会社まちづくり青梅

(3) 青梅市

(4) 法第15条第4項第1号および第2号ならびに第8項に規定する者

(5) 前項に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 法第15条第4項に該当する者であつて、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会の事務局を通じて申し出ることができる。この場合においては、協議会は法および協議会の目的、活動から逸脱する等の正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申し出により、協議会の構成員となった者は、法第15条第4項に規定する者でなくなつたとき、または、協議会がなくなつたと認めたときは、協議会を脱会するものとする。

(組織)

第7条 協議会は会長、副会長、監事および委員をもって組織する。

2 協議会の目的を達成するため、部会を設置することができる。

(委員)

第8条 委員は、第6条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

2 協議会の運営について助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

(役員)

第9条 協議会に、会長、副会長および監事を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長、監事は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または、会長が欠員したときは、その職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計を監査し、その監査結果の報告を行う。

(任期)

第10条 会長、副会長、監事および委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(タウンマネージャー・アドバイザー)

第11条 協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーおよびアドバイザーを配置することができる。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。なお、欠席の場合、委任状をもって出席とみなすことができる。

3 会議は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議結果の尊重)

第13条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(会計年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第15条 協議会に要する経費は、寄附金、補助金、助成金およびその他の収入により充てるものとする。

(事務局)

第16条 協議会の庶務は、青梅商工会議所において処理する。

(公表)

第17条 協議会の公表は、青梅商工会議所の広報誌への掲載の他、協議会ホームページに掲載することにより行う。

(解散)

第18条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、青梅商工会議所がこれを精算する。

附 則

1 この規約は、平成25年4月10日から施行する。

2 この規約は、協議会が所掌事務の処理を完了した日限りその効力を失う。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

4 この規約は、平成27年5月15日より改正施行する。

5 この規約は、平成28年1月27日より改正施行する。